

機密性2情報 完全性1情報 可用性1情報

達示第8号  
令和4年5月18日

大阪拘置所長

「死刑確定者処遇規程」の制定について  
標記について別紙のとおり定め、本年7月1日から施行する。  
なお、令和3年6月25日付け達示第28号「『死刑確定者処遇規程』の制  
定について」は本達示施行をもって廃止する。

別紙

## 死刑確定者処遇規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に基づき、死刑確定者を処遇するため必要な事項を定めるものとする。なお、外部交通に関する事項は、別に定めるものとする。

### (告知)

第2条 この規程は、死刑判決確定通知書が当所に送達され、死刑判決が確定した旨の告知を受けた者に適用する。

2 前項の告知は、処遇部長が行うものとする。ただし、処遇部長が不在の場合、首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）がこれを行うことができるものとする。

### (処遇の態様)

第3条 死刑確定者の処遇は、運動、入浴、面会、健康診断、診察その他居室において行うことが困難なものを除き、昼夜、居室において行うものとする。

2 前項の処遇及びこれに伴う連行は、原則として単独で実施するものとする。

3 死刑確定者を収容する居室は、単独室とし、おおむね [ ] 回、転室させるものとする。

4 死刑確定者を収容する居室は、当該死刑確定者を所管する処遇部門の統括矯正処遇官（以下「所管の統括」という。）が指定することができるものとする。

### (余暇活動の援助等)

第4条 死刑確定者に対し、自己契約作業を行わせ、又は知的、教育的及び娛樂的活動その他の余暇時間帯（食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。以下同じ。）における活動について援助を与える場合には、実施させる自己契約作業の内容、当該死刑確定者的心身の状況、反則行為の有無及びその内容並びに施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上

支障を生ずるおそれの有無等をしん酌し、決定するものとする。

- 2 前項の援助は、読書支援及び視聴覚支援を内容とする。
- 3 自己契約作業を許し、又は余暇時間帯における活動の援助を与えようとするときは、所管の統括が視察表をもって、その許否判定を仰ぐものとする。  
(清潔義務に係る指導)

第5条 居室棟担当職員は、死刑確定者の身体、着衣及び所持品並びに居室について、汚染又は汚損を認めた場合には、所管の統括に報告の上、当該死刑確定者に対しその是正を指導するものとする。

(入浴)

第6条 死刑確定者の入浴は、単独で実施し、その時間はおおむね15分以内とする。

- 2 前項の入浴は、処遇首席が指名した■名以上の職員の立会をもって実施するものとする。

(健康診断等)

第7条 死刑確定者には、おおむね3か月に1回健康診断を行うものとする。

- 2 居室内において医師が問診等を行う場合、所管の統括の指示を受けた職員が立会しなければならない。

(調髪等)

第8条 死刑確定者の調髪は、居室棟理髪室で行うものとする。

- 2 男子の死刑確定者の調髪はおおむね2か月ごと、女子の死刑確定者の調髪はおおむね3か月ごとに行うものとする。
- 3 調髪は、当所の理髪係受刑者が調髪することが可能な髪型の中から当該死刑確定者の希望をしん酌して行うものとする。ただし、当該死刑確定者が他の者に感染するおそれのある病気により患した場合において、医療上理髪する必要がある場合は、髪型の希望は聴取しない。
- 4 男子の死刑確定者のひげそりは、当該死刑確定者がこれを行いたい旨申し出た場合、専用の電気かみそりを貸与し、居室内で行わせるものとする。
- 5 女子の死刑確定者の顔そりは、当該死刑確定者がこれを行いたい旨申し出た場合、専用の女性用電気かみそりを貸与し、居室内で行わせるものとする。
- 6 前項の顔そりは、おおむね1か月ごとに行わせるものとする。

(洗濯)

第9条 死刑確定者の自弁の衣類の洗濯は、死刑確定者が申し出た場合において、居室棟又は洗濯工場で行うものとし、同洗濯に要する費用は、国庫負担（無料）とする。

2 洗濯を申し出た衣類について、洗濯することにより形状が損なわれる等のおそれがあり、かつ、保健衛生上、当該衣類の着用を認めることが不適当と認められる場合は、前項の洗濯は実施せず、当該死刑確定者に対し、廃棄、他の者への交付等を指導するものとする。ただし、領置することが適当と認める場合には、この限りでない。

(教誨)

第10条 死刑確定者の願い出に基づく宗教上の教誨（以下「教誨」という。）は、原則として、当該死刑確定者個人に対する教誨として行うものとする。

2 教誨は、当所が依頼した教誨師が行うものとする。

3 教誨は、居室棟面接室において行うものとする。ただし、処遇首席が特に必要と認めた場合には、同面接室以外の場所でこれを行うことができるものとする。

4 職員の立会いは、処遇上、保安上又は教誨実施上、処遇首席が必要であると認めた場合とし、その際の立会い職員は、

[REDACTED]名を配置するものとする。

5 処遇首席は、職員の立会いなく教誨を実施する場合であっても、面接室等の扉前に上記4の職員を配置しなければならない。

6 死刑確定者に対し教誨を実施する場合には、当該死刑確定者の心身の状況、反則行為の有無及びその内容等をしん酌し、所管の統括が視察表をもってその許否判定を仰ぐものとする。

(篤志面接委員による面接指導)

第11条 篤志面接委員による身上相談、法律相談等の面接指導（以下、単に「面接指導」という。）は、原則として、当該死刑確定者個人に対する面接指導として行うものとする。

2 面接指導は、当所が依頼した篤志面接委員が行うものとする。

3 面接指導は、居室棟面接室において行うものとする。ただし、処遇首席が

特に必要と認めた場合には、同面接室以外の場所でこれを行うことができるものとする。

4 面接指導の実施において、篤志面接委員から職員の立会いを要請された場合は、[REDACTED]名を配置するものとする。なお、処遇首席が、その実施に当たって参加者の処遇上又は保安上の理由により、職員による立会いが必要と認めた場合は、篤志面接委員からの立会いの要請の有無に関係なく、前記職員をして立会いさせるものとする。

5 処遇首席は、職員の立会いなく面接指導を実施する場合であっても、面接室等の扉前に上記4の職員を配置しなければならない。

6 死刑確定者に対し面接指導を実施する場合には、当該死刑確定者の心身の状況、反則行為の有無及びその内容等をしん酌し、所管の統括が視察表をもってその許否判定を仰ぐものとする。

(数珠及びロザリオ等の居室外での使用等)

第12条 死刑確定者が教誨を実施する際、数珠及びロザリオを個人教誨時に使用したい旨申し出た場合において、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、これを許すものとする。

2 死刑確定者が教誨又は面接指導の際、前項以外に筆記用具、その他の自弁物品を使用したい旨申し出た場合は、これを許さないものとする。ただし、特に必要があると申し出た場合には、必要な物品及びその理由を記載させた願箋を提出させ、所管の統括がその許否を判断するものとする。

(保安上の措置)

第13条 死刑確定者の処遇に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

- (1) 動静の視察を頻繁に行うこと。
- (2) 居室の出入りの際は、綿密な衣体検査を行うこと。
- (3) 居室の検査は、所管の統括の指示により、[REDACTED]回以上行うこと。
- (4) 居室扉は[REDACTED]名以上の職員の立会いで開けること。この場合、[REDACTED]を確認してから開けること。

(5) 居室外へ連れ出す際は、■名以上の職員で、当該死刑確定者を単独で連行すること。

2 夜間又は休日において、診察等のため死刑確定者を居室外に連れ出す場合は、あらかじめ監督当直者の許可を受けなければならないものとする。

3 前項の連行は、監督当直者の指示を受けた■名以上の職員（女子の死刑確定者の連行については、このうち■名を■とする。）で行わなければならないものとする。

4 死刑確定者の動静に特異な点が認められた場合には、遅滞なくその状況を所管の統括（夜間又は休日は監督当直者）に報告するものとする。

5 所管の統括（夜間又は休日は監督当直者）は、前項の報告を受けた場合、不測の事態の防止のため、自弁の物品の一時保管等必要な措置を講じるものとする。

6 第2条の告知が行われた直後は、■に収容するものとする。再審請求が棄却されるなどし、その心情が不安定であることが顕著に認められる場合も同様とする。

（差入れ）

第14条 死刑確定者との面会若しくは信書の発受を許す方針以外の者から書籍等の差入れがあった場合、原則としてこれを許さないものとする。

（雑則）

第15条 所管の統括は、死刑確定者の領置物及び保管私物について、領置限度量又は保管限度量を超えた場合には、居室棟担当職員等をして、外部の者への交付、廃棄等を指導させるものとする。